

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所寄附金等受入規程

29規程第1号

(26規程第73号の全部改正)

平成29年3月30日

(目的)

**第1条** この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が寄附として受け入れる寄附金等について定めることにより、研究所における寄附金等の適切な運用に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 寄附者 研究所に寄附をする者をいう。
- 二 寄附金 寄附者が寄附をする現金及び有価証券をいう。
- 三 寄附金等 寄附金及び物品、土地、建物等の資産をいう。

(受入基準)

**第3条** 研究所は、次に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときは、寄附金等を受け入れることができる。

- 一 寄附金等が国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第11条に定める業務のいずれかに資するものであること。
- 二 寄附金等が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の4の規定により経済産業大臣により定められた中長期目標の達成に資するものであること。
- 三 寄附者が研究所に対して反対給付を求めないことが確認できること。
- 四 寄附者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(寄附金等の種類)

**第4条** 研究所が受け入れる寄附金等の種類は、次のとおりとする。

- 一 一般寄附金等 寄附者が用途を特定せずに寄附し、それを受けて研究所が用途を特定する寄附金等
- 二 用途特定寄附金等 寄附者が、申込みにあたり、あらかじめ用途を特定する寄附金等
- 三 募集特定寄附金 研究所が、募集にあたり、あらかじめ用途を特定する寄附金

(寄附金等の申込み)

**第5条** 寄附者は、研究所に寄附をしようとするときは、別に定める様式を提出することにより研究所に申込みを行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究所が募集特定寄附金を募集する場合であって、寄附者が次の各号のいずれかの方法で当該寄附金を入金するときは、寄附の申込みが行われたものとみなす。
  - 一 寄附者が研究所が指定する収納代行サービス又は決済代行サービスから入金するとき。
  - 二 寄附者が研究所の設置する募金箱に寄附金を現金で入金するとき。
- 3 研究所は、第1項の申込みが行われたとき（前項第2号の規定により寄附の申込みが行われたとみなされるときを除く。）は、第3条の基準（以下「受入基準」という。）に従いその内容を審査し、その受入れの可否を決定しなければならない。
- 4 研究所は、受入れを決定した寄附金等が一般寄附金等であるときは、その用途を特定しなければならない。
- 5 研究所は、受入れを決定した寄附金等について、当該寄附金等を使用する役員、職員又は契約職員（以下「使用職員等」という。）を指名しなければならない。
- 6 研究所は、第3項の審査の結果に基づき寄附金等の受入れを決定したときはその旨を寄附者に通知するものとする。
- 7 前項の規定は、第2項第1号又は第2号の規定により寄附の申込みが行われたとみなされるときは、適用しない。

（使用職員等の異動に伴う措置）

**第6条** 使用職員等が国立大学法人、独立行政法人その他の公益の増進に著しく寄与する法人（以下「国立大学法人等」という。）に異動し、寄附の目的を達成できなくなった場合には、研究所は、当該寄附金等を当該職員の異動先の国立大学法人等に引き継ぐことができる。

- 2 第5条の規定は、国立大学法人等から研究所に役員、職員又は契約職員が異動し、これに伴って国立大学法人等から寄附金等の引き継ぎの申し入れがあった場合について準用する。

（寄附金等の返還）

**第7条** 研究所は、寄附金等が研究所の業務又は財政に特段の負担又は支障を生じさせると認めるとき又は受入基準に適合していないと判明したときは、受け入れた寄附金等を返還するものとする。

（適用除外）

**第8条** 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を寄附者又は寄附金等に対して適用しないことができる。

- 一 寄附者が国、独立行政法人又は地方公共団体である場合
- 二 その他研究所が特に認める場合

（雑則）

**第9条** この規程に定めるもののほか、寄附金等の取扱いに関して必要な事項は、要領に定める。

## 附 則（全部改正・29規程第1号）

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

**第2条** この規程の施行日前に研究所が受け入れを決定した寄附金等の取扱いに関しては、なお従前の例による。